

8、科目の免除 (詳しくは受付窓口でお尋ねください)	A	1 建設業法施工令に規定する建設機械施工技術検定に合格した者 2 道路交通法の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は <u>普通自動車免許を有する者</u> 3 フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積込及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者。	(学科) ①原動機に関する知識
	B	1 移動式クレーン運転士免許を受けた者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	(学科) ①原動機に関する知識 ③高所作業車の運転に必要な一般的事項に関する知識
9、修了証の交付	所定の科目を受講し、学科及び実技修了試験に合格したものに対し、高所作業車運転技能講習修了証を交付します。実技時印鑑を持参してください。		

- * 受講申込書の提出にあたり本人確認のため、自動車運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード、住民票(マイナンバー無記入のもの)のうち、いずれかの原本提出及びその写しを提出してください。
- * 申込みの取消しについては、講習日初日の7日前までの営業日の午後5時までです。これ以降の取消しについては、理由の如何にかかわらず受講料・テキスト代は全額返還いたしません。なお、7日前の日が土日祝祭日の場合は、繰り上げます。
- * 外国籍の方は、受講申込み際に旅券又は在留カードの原本提示及びその写しを提出してください。
- * 科目免除に係る免許証・技能講習修了証については、受講申込の際に原本の提示及びその写しを提出して下さい。但し、受講申込の際に原本の提示が出来ない場合には、講習日初日に必ず提示下さい。なお、いずれかの日に原本の提示が無い場合には修了証の交付が出来ません。
- * 講習時間については法律で定められており、時間が不足するといかなる理由があっても修了できません。遅刻しないようお願いいたします。

お申込み・お問い合わせは最寄りの建災防各分会まで

高志分会	〒910-0853	福井市城東 4-12-21 福井地区建設業会内	TEL	0776-24-1197	FAX	0776-21-8094
南越分会	〒915-0814	越前市中央 2-5-1 越前市労働福祉会館内	TEL	0778-42-8870	FAX	0778-42-8871
嶺南分会	〒914-0052	敦賀市清水町 2-15-17	TEL	0770-22-0347	FAX	0770-22-0347
奥越分会	〒912-0031	大野市月美町 14-21 (一社)大野建設業会内	TEL	0779-66-3125	FAX	0779-66-5678